

相談役・役員・委員 各位

平成30年3月20日

逆瀬台小学校区まちづくり協議会
「ゆずり葉コミュニティ」
会長 中村 一雄

「平成30年度定時役員会」開催のご案内

当会の会則により総会にかわる「定時役員会」を開催します。何卒万障繰り合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。尚、役員の方で定時役員会にご欠席の方はお手数ですが、中村まで、下記委任状の提出をお願いします。

FAX可 中村 FAX 72-5644

委任状提出期限は4月26日（木）迄をお願いします。

※ 尚、役員会は開かれた会議ですから、出席は委員・一般の方も自由に出席できます。

記

1. 日 時 平成30年4月29日（日） 10:00～12:00

2. 場 所 ゆずり葉コミュニティルーム

3. 議 題 平成30年度定時役員会議案書の審議

……配布した議案書は当日持参……

以 上

..... キリトリ

委 任 状

「ゆずり葉コミュニティ」平成30年度定時役員会を都合により欠席しますので、定時役員会に於ける一切の権限を議長に委任いたします。

平成30年 月 日 （ 自治会・管理組合）

住 所

氏 名

㊟



平成 30 年度定時役員会議案書



日 時 平成 30 年 4 月 29 日 (日)
午前 10 時 ～ 12 時

場 所 ゆずり葉コミュニティルーム

～ 議 事 ～

報告第 1 号	平成 29 年度活動報告	1 ～ 3 頁
報告第 2 号	平成 29 年度会計・監査報告	4 ～ 5 頁
議案第 1 号	平成 30 年度役員選任 (案)	6 ～ 7 頁
議案第 2 号	平成 30 年度事業計画 (案)	8 ～ 9 頁
議案第 3 号	平成 30 年度会計予算 (案)	10 頁

《 参 考 資 料 》

★ 平成 30 年度議決点数表	} …… 11 頁
「役員会」の年間日程表	
「ゆずり葉だより」の配布年間日程表	
★ 会 則	12 ～ 14 頁
★ 会則改正の基本方針	15 頁
★ まちづくり協議会のあるべき姿について	16 頁
★ まちづくり協議会について	17 頁
★ 宝塚市まちづくり協議会の定義について	} …… 18 頁
「ゆずり葉コミュニティ」組織図	
★ 宝塚市のコミュニティ行政の基本的考え方	19 頁
★ まちづくり地域計画の提案(見直し)	20 ～ 21 頁



逆瀬台小学校区まちづくり協議会
「ゆずり葉コミュニティ」

報告第1号 平成29年度活動報告

全体活動

(1) 定時役員会（総会）

平成29年4月30日（日）に開催。29名出席。役員17名（欠席2名）、非議決権者12名出席。

平成28年度 活動報告・会計決算・監査報告の承認を受けた。

平成29年度 役員選任・委員選出。事業計画・会計予算の審議と承認。

(2) 会議開催

- ① 定時役員会（総会）：1回／年。
- ② 役員会：5回／年。合計132名参加。
- ③ 五役会：8回／年、40名参加。
- ④ 広報委員会：15回／年。81名参加。
- ⑤ 経理委員会：5回／年、10名参加。
- ⑥ ゆずり葉まつりなど活動支援会議（コミュニティ連絡会議）：3回／年、85名参加。
- ⑦ 福祉ネットワーク会議：平成29年10月1日（日）開催。出席19団体で代表者48名参加。
- ⑧ 宝塚市まちづくり協議会「代表者交流会」が年6回開催され会長が出席。
- ⑨ 市民と市長のテーブルトーク「逆瀬台小と西山小」が開催され、市民23名、行政8名で議論。
- ⑩ 宝塚市きずなづくり推進事業補助金を受けて、実行委員会制度を設けロードマップ作成やイベント打合せなど会議を13回実施。
- ⑪ 福祉コミュニティ支援事業見直しに向けて、社協と市内20のまち協代表者によって、ワーキングチーム会議の意見交換会が年5回行われ3役が出席。

(3) 「ゆずり葉まつり」

平成29年10月21日（土）に開催。家庭・地域・学校が一体となって取り組まれた。

「お神輿わっしょい」「ジャグリング」「ゲーム」などで盛り上がり、子供たちの健全育成の醸成となった。

事務局活動

広報委員

① 広報紙の発行とブログ（2本立て）の更新

「ゆずり葉だより」を年4回、B4版4面、カラー印刷で発行した。

ブログを活用し情報公開に努めた。平成29年4月から宝塚市まち協のポータルサイトの運用が開始された。インターネットは、多量な情報の確保とスピーディな配信ができた。

② 広報紙の配布

年度当初に1年間の配布日時を設定し、校区を網羅する12自治会長、2マンション理事長又は担当者がコミュニティルームで引き取り、全戸配布した。

また、外部配布は、行政関係、小・中・高の各学校、エデンの園、せいいい逆瀬台デイサービスセンター等に配布した。

書記委員

役員会のレジюме資料は、会議開催日の20日前に作成し、相談役1名、役員19名と関係委員に配布した。議事録は詳細に記録して会長に届け、次回役員会で全員に配布した。

経理委員

支払の請求があれば、出納は書類を確認して迅速・正確に行なった。補助金の申請と報告書は、行政マニュアルに従って、説明責任が果たせるよう作成・提出した。

施設委員

活動拠点「ゆずり葉コミュニティルーム」の利用状況は、延べ354時間／年であった。午前中の利用は、比較的ゆとりがあるので有効活用を図っていく。

活動支援局活動

(1) 地域交流事業

- ① 6マンション自治会と2マンション管理組合で構成する「白瀬川両岸集合住宅協議会」は、毎月第2日曜日に代議員が集まりコミュニケーション会議を行なった。
- ② シネマシアター上映会は、毎月数ヶ所の屋内会場や野外映画会を行い、映画を通して親睦を図った。
- ③ 自治会や老人クラブ、福祉活動委員会などが、桜祭り、夜桜の集い、盆踊り大会、夏祭り、納涼花火会、文化祭、音楽会、展覧会、絵画展、お茶会、もちつき、収穫祭など活発な事業を行い、住民の親睦、連帯意識の醸成と文化の高いまちづくりを進めた。
- ④ 地域における支え合い、見守り支援の仕組み作りを行った。大学教授を講師としての学習会、見守りのワークショップを開催した。

(2) 子どもの健全育成・三世代交流事業

- ① 子ども・親・高齢者の異世代ふれあいを通して連帯意識を培うべく、小学生入学・卒業の歓送迎会、クリスマス会、里山ハイキング&バーベキュー、芋ほり、遊ぼう会など野外で三世代のふれあい事業を実施した。
- ② 子どもたちを対象に大型紙芝居・人形劇や秋の文化祭・児童コーラス、夏休み学習会・基礎英語会話学習、ソロバンの指導などを行い、健全育成を図った。
- ③ 子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する心を育み、豊かな人間性を涵養するため、平成17年度から毎月「伝統文化いけばな子ども教室」の活動を進展させている。
- ④ ペットボトルのキャップを集めて「世界の発展途上国の子どもたち」にワクチンを贈る運動「エコキャップ運動」を推進した。

(3) 防災・防犯推進事業

当校区の高齢化率は、44%を超え、市内最高にある。一方で介護認定率は17%台と低く、健康長寿を誇っている。安全で快適なまちづくりに住民の防災意識の高揚と自主的な防災、防犯運動を展開した。

また、育成会児童の見守り同伴下校のボランティア活動への参加の呼びかけを実施した。児童の登下校時に合わせての散歩や植木の手入れなど児童を見守る活動を行なった。

(4) 環境美化推進事業

①「まちをきれいに」を合言葉に公園や川のクリーンハイキングや清掃活動を行なって自然を保護し、ミヤマアカネトンボやホタルを育て、その鑑賞用道路を整備した。

②「花と緑の会」の活動は、各单位自治会や管理組合で活発に取り組んだ。

(5) ゆずり葉散策路整備事業

①平成10年から始まった整備事業を継続して、裏山の豊かな自然を活かした身近な場所に四季折々の花と緑があり、高齢者・子どもたち家族揃ってできる健康づくりのための散策路があればと願っている。その整備を行ない、裏山の自然を観察しながらの健康ハイキングができるコースを開拓して、そのルート整備を行なった。

②「ゆずり葉散策路西逆瀬台口」の出入口を駐車場持主が封鎖したため、その対策を「地域ごとのまちづくり計画」に取り入れ解決を図って行く。

③行者山東観峰登頂ハイキングを毎週日曜日の午前に実施した。

(6) 健康・福祉ネットワーク事業

①平成29年10月1日（日）、福祉ネットワーク会議を社会福祉協議会との共催により、地域19団体の代表者48名の参加で開催した。地域福祉推進計画の実行を図った。

②住み慣れた地域での健康と安心を目指し、健やかでやすらぎに満ちた暮らしと、生涯にわたる健康づくりを推進した。ハイキング、卓球、太極拳、健康リズム体操、ゲートボール、健康教養講座・健康教室の出前講座などを活発に行なった。

③高齢者の見守りや閉じこもり予防の介護予防事業として、敬老の日のお祝い訪問、高齢者相互の絆づくりを目指す食事会、ふれあいサロンを域内で14箇所設置して、健康カラオケサロン、歌唱クラブ、ウクレレの会、手芸サークル、マージャン同好会などを実施して健康づくり・福祉ネットワーク事業を活性化した。

(7) エイジフレンドリーシティに向けて地域活動活性化への取組

超高齢化が進み、急坂の多いベッタタウンである当地は、高齢者にやさしいまちづくりを目指して地域の公園、花壇、裏山についてロードマップを完成させた。今後はその利活用を図り、あらゆる多世代の「お互いさまがあふれるまちづくり」への実践活動を行う。

報告第2号 平成29年度会計・監査報告

平成29年度 会計収支決算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	実 績 額	摘 要
前年度繰越金	72,979	72,979	平成28年度からの繰越金
市の補助金 (1)	386,000	386,000	補助金交付要綱第5条1・2・3号
市の補助金 (2)	170,000	170,000	4号・祭り・文化・技能祭の絆づくり事業
市の補助金 (3)	250,000	250,000	きずなづくり推進事業補助金
福祉コミュニティ支援事業	177,000	177,000	宝塚市社会福祉協議会の助成金
ふれあいいきいきサロン支援事業	40,000	40,000	「ゆずり葉シニアサロン」社協助成金
社協の公募助成金	70,000	70,000	赤い羽根共同募金公募配分金
協 賛 金	110,000	107,650	12自治会、2管理組合、エデンの園
広 告 収 入	230,000	218,120	「ゆずり葉だより」広告料
雑 収 入	0	34,469	保険金戻入 34,465 円、利息 4 円
合 計	1,505,979	1,526,218	

支出の部

項 目	予 算 額	実 績 額	摘 要
活 動 費	285,000	304,040	組織運営、地域課題事業
広報紙・ホームページ事業費	405,000	415,594	広報紙年 4 回発行
市の補助金(2)支出	170,000	170,000	4号・祭り・文化・技能祭の絆づくり事業
市の補助金(3)支出	250,000	250,000	きずなづくり推進事業補助金
福祉コミュニティ支援事業	177,000	177,000	宝塚市社会福祉協議会の助成金事業費
ふれあいいきいきサロン支援事業	40,000	40,000	同上・ゆずり葉シニアサロン継続助成金
社協の公募助成金事業	70,000	70,000	赤い羽根共同募金公募配分金
会議室等使用料	2,000	1,200	コミュニティルーム使用料
プリント・コピー・文具代	25,000	26,411	
予 備 費	81,979	—	
小 計	1,505,979	1,454,245	
次年度繰越金	—	71,973	
合 計	1,505,979	1,526,218	

平成29年度の収支決算について、以上のとおり報告します。

平成30年3月31日

経理委員 山 川 美 恵 子



上記会計報告について、監査の結果適正であったことを認めます。

平成30年4月1日

監査役員 遠 藤 捷 爾



特 別 会 計

拠点施設運営協力積立金特別会計

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

拠点施設運営協力積立金	28年度残高	収 入	支 出	29年度残高
29年度	674,335	35,406	0	709,741

※ 収入の内、利息6円を含む

平成29年度の収支決算について、以上のとおり報告します。

平成30年3月31日 経理委員 山 川 美 恵 子 (印)

上記会計報告について、監査の結果適正であったことを認めます。

平成30年4月1日 監査役員 遠 藤 捷 爾 (印)

参考：

◆ 宝塚市まちづくり計画に位置付けられた地域事業補助金

(1) 逆瀬台文化祭	80,000 円
(2) 逆瀬台夏祭り	60,000
(3) 逆瀬台桜まつり	30,000
<hr/>	
(合 計)	170,000

◆ 福祉コミュニティ支援事業支出明細

(1) 光ガ丘クラブ福祉活動費	120,000 円
(2) 逆瀬川グリーンハイツ夏祭り	20,000
(3) ゆずり葉シニアサロン	10,000
(4) ふれあいサロン・アヴェルデ	10,000
(5) サロン遊楽里・西山	10,000
(6) そ の 他	7,000
<hr/>	
(合 計)	177,000

議案第1号 平成30年度役員を選任

◆ 平成30年度役員名簿(案) ◆

氏名	住所	電話	所属
大澤喜弘			逆瀬台自治会
湯浅忠			//
古泉義太郎			光ガ丘自治会
小畠一郎			//
外山算彦			阪急逆瀬台アヴェルデ自治会
栗林和晃			//
遠藤捷爾			逆瀬川グリーンハイツ自治会
柳瀬邦雄			//
光村正生			阪急青葉台自治会
大森正広			//
山本勝			逆瀬川マンション自治会
木下満江			宝梅園団地自治会
本行正信			宝塚西山住宅自治会
源島哲夫			ゆずり葉台自治会
石谷清明			阪急逆瀬台マンション自治会
中村一雄			逆瀬台2丁目自治会
平塚圭子			逆瀬川パークマンション自治会
西川雅己	逆瀬台住宅管理組合		
原田充成	シャンティー逆瀬川管理組合		

◆ 平成30年度5役名簿(案) ◆

役職	氏名	住所	電話	所属
相談役	井篁曄雄			逆瀬台自治会
会長	中村一雄			逆瀬台2丁目自治会
事務局長	石谷清明			阪急逆瀬台マンション自治会
活動支援局長	古泉義太郎			光ガ丘自治会
監査役員	遠藤捷爾			逆瀬川グリーンハイツ自治会

◆ 平成30年度監査役名簿（案） ◆

役 職	氏 名	住 所	電 話	所 属
監査役員	遠藤捷爾			逆瀬川グリーンハイツ自治会

◆ 平成30年度事務局委員名簿（案） ◆

役 職	氏 名	住 所	電 話	所 属
広報委員	北川順子			—
〃	篠原和豊			—
書記委員	高崎恒子			—
経理委員	山川恵美子			—
施設委員	中村一雄			—

◆ 平成30年度活動支援局委員名簿（案） ◆

役 職	氏 名	住 所	電 話	所 属
活動委員	西澤芳正			—
〃	千秋良雄			—
〃	大迫規子			—
〃	清水妙子			—
〃	久原正基			—
〃	宮部鶴子			—
〃	大河原礼子			—
〃	石谷清明			—
〃	内田佑子			—
〃	村田敬子			—

議案第2号 平成30年度事業計画（案）

全体活動事業

設立から23年目を迎えた当会は、他団体との連携と協働の強化とりわけ域内においての「スポーツクラブ21ゆずり葉」、「逆瀬台小学校PTA」、「民生委員・児童委員」などと多様化した協働の場を拓ける。12自治会・2管理組合を中核とした役員会の議決機関と執行機関である事務局、活動支援局による2局体制を効果的に機能させ、地域コミュニティの創造的形成を推進していく。

(1) 平成30年4月29（日）に総会にかわる「平成30年度定時役員会」を開催する。

役員会は、奇数月に5役による役員会資料の作成と配布、偶数月の第1日曜日午前10時から役員会の開催を基本とする。（参考資料11頁の「役員会」の年間日程表を参照）。

(2) 「宝塚市まちづくり協議会代表者交流会」は、中村会長が出席する。

(3) ゆずり葉まつりは、秋祭りとして「逆瀬台小学校ゆずりは会」を支援し、前年度なみを行う。

(4) 2マンション管理組合への宝塚市自治会連合会への加入促進策。

全国的に地域主権が進む中、自治会結成と宝塚市自治会連合会への加入促進について、宝塚市と宝塚市自治会連合会による説明会が開催されれば参加する。

(5) 「地域ごとのまちづくり計画」は、見直しを行いコンサルタント会社2社の支援をうける。当会は「まちづくり計画見直し実行委員会」を設置する。また、単なる計画に終わらせないためにフォロー体制を強化する。（参考資料20～21頁の「地域ごとのまちづくり計画」を参照）。

事務局活動事業

(1) 広報委員

地域自治を担う組織づくりは、情宣活動が非常に大切である。情報の受・発信に努め住民にオープンな情報の伝達を図る。

① 広報紙の発行：年4回、B4版4面、カラー印刷で行う。

参考資料11頁の「ゆずり葉だより」の配布年間日程表によりCルームで各団体に広報紙を配布する。

② ポータルサイトの更新：<https://takarazuka-community.jp/list/yuzuriha10/>

ホームページの更新：<http://yzrh.exblog.jp/>

HP掲示板の更新：<http://8507.teacup.com/yuzuriha/bbs>

ブログの更新：<http://www.hnpo.comsapo.net/yuzuriha/>

③ Eメール：yuzurihacom@a.zaq.jp

(2) 書記委員

役員会の議事録を速やかに作成する。併せてブログは、紙ベースと違い情報量の制限もなく、多量でスピーディに配信出来る。アップデートして情報のオープン化と資料保存の確保を図る。

(3) 経理業務

出納・収支管理の他、予算管理や補助金等の資金調達活動も行う。

(4) 施設業務

コミュニティルーム等の運営業務を行い使用日の受付、使用料の徴収、鍵の管理等行う。

活動局活動支援事業

(1) 地域交流事業

- ① 自治会や老人会、福祉委員など活発な事業を行い、文化の高いまちづくりを形成する。
- ② 「白瀬川両岸集合住宅協議会」は毎月代議員が集まりコミュニケーション会議を行う。

(2) 子どもの健全育成・三世代交流事業

子ども・親・高齢者の異世代ふれあいを通して連帯意識を醸成する。野外で三世代のふれあい事業を実施し、子どもたちの健全育成を図る。

(3) 防災・防犯推進事業

災害の未然防止に防災訓練の参加や防災意識の高揚を図る。

児童の登校時、下校時に時間を合わせての散歩や植木の手入れなど児童の見守りを行う。

(4) 環境美化推進事業

「まちをきれいに」を合言葉に公園や川のクリーンハイキング、清掃活動を行う。

(5) ゆずり葉散策路整備事業

平成10年から始まった整備事業を継続して、豊かな自然を活かした身近な場所に四季折々の緑と花があり、高齢者・子ども家族揃って出来る「健康づくりの散策路整備」を行う。

「ゆずり葉散策路西逆瀬台口」の出入口を駐車場持主が違法構造物で封鎖しており、行政に対し市有地での不法投棄、設置した違法柵など撤去をまちづくり計画の一環として推進する。

(6) 健康福祉ネットワーク事業

高齢者福祉、子育て支援、特に一人暮らしの日常的な高齢者見守り活動や災害時の救助活動「災害時要援護者支援制度」、「安心生活創造事業制度」の取り組みと健康福祉ネットワーク事業を活性化する。

(7) エイジフレンドリーシティに向けて地域活動活性化への取組

超高齢化が進み、急坂の多いベッタタウンである当地は、高齢者にやさしいまちづくりを目指して地域の公園、花壇、裏山についてロードマップの利活用を図り、あらゆる多世代が「お互いさまがあふれるまちづくり」への実践活動を行う。

議案第3号 平成30年度会計予算(案)

平成30年度 会計収支予算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

収入の部

単位：円

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	71,973	平成29年度からの繰越
市の補助金(1)	386,000	補助金交付要綱第5条1・2・3号
市の補助金(2)	170,000	補助金交付要綱第5条4号
社協の助成金(1)	177,000	福祉コミュニティ支援事業ステップアップ活動
社協の助成金(2)	40,000	ふれあいいいききサロン「ゆずり葉シニアサロン」
社協の助成金(3)	30,000	年末年始地域ささえ愛事業
協 賛 金	110,000	@30円/戸
広 告 収 入	230,000	「ゆずり葉だより」広告料
雑 収 入	0	利息
合 計	1,214,973	

支出の部

項 目	金 額	摘 要
活 動 費	290,000	組織運営、地域課題事業
広報紙・ホームページ事業費	410,000	広報紙年4回発行
市の補助金(2)	170,000	補助金交付要綱第5条4号
社協の助成金(1)	177,000	福祉コミュニティ支援事業ステップアップ活動
社協の助成金(2)	40,000	ふれあいいいききサロン「ゆずり葉シニアサロン」
社協の助成金(3)	30,000	年末年始地域ささえ愛事業
会議室等使用料	2,000	コミュニティルーム使用料他
プリント・コピー・文具代	25,000	
予 備 費	70,973	
合 計	1,214,973	

特 別 会 計

拠点施設運営協力積立金特別会計

平成30年4月1日～平成31年3月31日

拠点施設運営協力金	前年度繰越金	収 入	支 出	次年度繰越金
30年度	709,741	35,000	70,000	674,741

◆ 別表Ⅱ（第6条関係） 平成30年度議決点数表

自治会及びマンション管理組合	総戸数 / 議決点数
逆瀬台自治会	756 / 750
光ガ丘自治会	437 / 430
阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	453 / 450
逆瀬川グリーンハイツ自治会	323 / 320
阪急青葉台自治会	304 / 300
逆瀬川マンション自治会	166 / 160
宝梅園団地自治会	160 / 160
宝塚西山住宅自治会	100 / 100
ゆずり葉台自治会	94 / 90
阪急逆瀬台マンション自治会	83 / 80
逆瀬台2丁目自治会	82 / 80
逆瀬川パークマンション自治会	151 / 150
逆瀬台住宅管理組合	120 / 120
シャンティー逆瀬川管理組合	48 / 40
合 計	3,277 / 3,230

◆ 「役員会」の年間日程表

場 所： ゆずり葉コミュニティルーム

定時役員会	平成30年4月29日（日）	10:00~12:00	（総会に替わる）
6月度役員会	// 6月 3日（日）	10:00~12:00	
8月度役員会	// 8月 5日（日）	10:00~12:00	
10月度役員会	// 10月 7日（日）	10:00~12:00	
12月度役員会	// 12月 2日（日）	10:00~12:00	
2月度役員会	平成31年2月 3日（日）	10:00~12:00	
定時役員会	// 4月28日（日）	10:00~12:00	（総会に替わる）

◆ 「ゆずり葉だより」の配布年間日程表

下記日時で「ゆずり葉コミュニティルーム」において、各自治会・管理組合の担当者が引取りをお願いします。

平成30年6月24日（日）	14:00~15:00
// 9月23日（日）	14:00~15:00
// 12月23日（日）	14:00~15:00
平成31年3月24日（日）	14:00~15:00

逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」と称し、通称を「ゆずり葉コミュニティ」と云う。

(会 員)

第2条 本会の会員は、逆瀬台小学校区に居住する住民とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、逆瀬台小学校北館「ゆずり葉コミュニティルーム準備室」内に置く。

(目的と活動)

第4条 地域住民参加による地域文化の創造・生涯学習・健康福祉の増進・自然保護・生活環境の向上等を目的とする地域活動を支援し、住民相互の交流を図ると共に「健康で心豊かな生活、住みよいまちづくり」を目指して活動する。

(役 員)

第5条

- 1 役員は、別表Ⅰのとおり選任する。
- 2 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに役員を選任し、就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第6条

- 1 役員会は役員で構成し、必要のつど開催して、次の事項を審議し決定する。
 - ① 会則の制定及び改廃に関する事。
 - ② 会長、事務局長、活動支援局長及び監査役員並びに委員の選任に関する事。
 - ③ 事業報告及び決算報告に関する事。
 - ④ 事業計画及び予算に関する事。
 - ⑤ 逆瀬台小学校区における「まちづくり」に関する事。
 - ⑥ その他本会の運営に関する事。
- 2 役員会は、会長が招集し、構成員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 役員会の議事は、全員の合意による決定を原則とし、全員の合意に至らないときは、別表Ⅱの議決点数により賛否を決する。
- 4 年度当初（4月）の役員会は定時役員会とし、1項②号、③号及び④号は必定議案とし審議決定する。

5 定時役員会の議案は、事務局長が会長、活動支援局長と協議して作成し提出する。
ただし、事業報告書、決算報告書は、前年度の会長、事務局長、活動支援局長が作成し提出する。

6 役員会の議長は、会長がこれを行う。

(会長)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括すると共に、対外業務を行う。

(事務局)

第8条

構成	員数	担当業務
事務局長	1名	事務局を総括し会長を補佐する。
広報委員	2名	広報紙の発行及びITの活用による情報・宣伝業務を行う。
書記委員	2名	書記業務及び庶務業務を行う。
経理委員	1名	経理業務を行う。
専任経理委員	—	必要に応じ、特定事業の経理業務を行う。
施設委員	1名	逆瀬台小学校及び逆瀬台サービスセンター内の本会の関係施設及び備品の管理業務を行う。

(活動支援局)

第9条

構成	員数	担当業務
活動支援局長	1名	活動支援局を総括し、会長を補佐する。域内個人・活動団体の登録申請の受付、審査及び許可業務並びに登録団体・個人との連携、調整、支援に係る業務を行う。
活動支援局委員	10名以下	活動支援局長の補佐業務を行う。

(会計監査)

第10条

構成	員数	担当業務
監査役員	1名	経理処理の監査業務を行う。
監査委員	1名	監査役員の補佐業務を行う。

(活動資金)

第11条 本会の活動資金は、助成金・協賛金・事業活動による収益金等を充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

付 則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

2 「ゆずり葉コミュニティ会則」は、平成20年3月末日をもって廃止する。

別表Ⅰ（第5条関係）

自治会及びマンション管理組合	役員数(名)
逆瀬台自治会	2
光ガ丘自治会	2
阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	2
逆瀬川グリーンハイツ自治会	2
阪急青葉台自治会	2
逆瀬川マンション自治会	1
宝梅園団地自治会	1
宝塚西山住宅自治会	1
ゆずり葉台自治会	1
阪急逆瀬台マンション自治会	1
逆瀬台2丁目自治会	1
逆瀬川パークマンション自治会	1
逆瀬台住宅管理組合	1
シャンティー逆瀬川管理組合	1
合 計	19

備考 役員数は、301戸数以上2名、300戸数以下1名、の基準により算定する。

別表Ⅱ（第6条関係）

自治会及びマンション管理組合	総戸数 / 議決点数
逆瀬台自治会	/
光ガ丘自治会	/
阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	/
逆瀬川グリーンハイツ自治会	/
阪急青葉台自治会	/
逆瀬川マンション自治会	/
宝梅園団地自治会	/
宝塚西山住宅自治会	/
ゆずり葉台自治会	/
阪急逆瀬台マンション自治会	/
逆瀬台2丁目自治会	/
逆瀬川パークマンション自治会	/
逆瀬台住宅管理組合	/
シャンティー逆瀬川管理組合	/
合 計	/

備考 1 議決点数は、該当地区の総戸数とし、毎年4月に至近の調査戸数を申告する。

2 10戸未満は切り下げとする。

逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則改正の基本方針

- (1) 地方分権が進み「宝塚市の地域自治制度」を担える組織づくりに向けて議決機関は、単位自治会（単位マンション管理組合を含む）から選出した役員をもって構成する。
 - ①小学校区の広域になると議決の仕組みが大切で「代議員制度」の確立が重要となる。「逆瀬台小学校区自治会協議会」の充実が重要。
 - ②単位マンション管理組合は、財産管理が主目的であって自治会制度の組織化が必要である。このため宝塚市全体として「マンション自治会結成の促進」を図る。

※ 具体的に平成19年12月2日(日)宝塚市役所において管理組合の理事長に対し説明会を開催した。
- (2) 議決機関は「役員会」と称する。
 - ①会則による「まちづくり協議会」を機能させるには、絵に描いた餅ではなく如何に組織を簡素化^{スリム}するかである。
 - ②最高議決機関、常任評議会とか評議委員の用語はさけ住民誰でもが分かる一般用語の「役員会」にして総会を含む議決機関としての会議体を一本化した。
 - ③会議体の議論は、過程（プロセス）が大切であり二重構造の組織は不要である。
 - ④組織の牽制制度は大切であるが、議決機関において実践活動の汗をかかない人達が議決だけの権利主張をされても、執行機関には十分な理解が得られない。
 - ⑤会長、事務局長、活動支援局長は、役員会のメンバーから選任する。

これは組織の一貫性及び議決と執行のスムーズな協働を図るためである。
- (3) 組織の柱
 - ①組織の柱が議決機関「役員会」及び執行機関の「事務局」と「活動支援局」になったことはシンプルで分かりやすく画期的発想である。
 - ②宝塚市は、「まちづくり基本条例」「市民参加条例」があるが、「宝塚市まちづくり協議会」に関する条例はない。現状として民生委員、防犯推進委員、青少年育成市民会議、健康づくり推進委員など多数の分野別による縦割り行政の地域活動を行っている。

この観点から活動支援局のボランティア組織の活動は、自律と参画による「個人・活動団体」を如何に支援するかにある。
 - ③会則改正は、住民の個人及び団体の提案権や活動権を基本にしており、ボランティア活動のより一層の活性化が図られている。ボランティア委員（部会長）は、主体的に部会を結成させ活動しやすい組織となった。
- (4) 議決に関して話し合いによる合意を基本とするが、全員の合意に至らないときは、全住民の公平性を期すため「議決点数」制度を設ける。これは画期的方策である。
- (5) 小学校区の地域づくりに大切なことは、「会則」の運用を上手くやることと広報紙やIT活用による「情報の受・発信」の充実それに「人材」確保、特に地域リーダーは人望・人格に優れボランティアのみんなが楽しくやれる一語につきる。

以 上

～まちづくり協議会のあるべき姿について（考察）～

「まちづくり協議会」は、自治省（総務省）の答申に基づき、行政（宝塚市）が主導（先導）して構築した組織＝「概ね小学校区地域」の「最小（行政区）執行組織」であると考えます。但し、他の行政が構築した組織＝民生委員・選管/明推協委員・人権委員・などは「人事を含めた運営が行政」によって行われますが、「まちづくり協議会」は「人事を含めた運営が地域住民」により行われる点が根本的に異なります。

また「地域自治」の担い手（受け皿）となり得る「まちづくり協議会」は、組織として、以下に述べる幾つかの条件を満たす必要があると考えます。

その成り立ちの経緯から、「まちづくり協議会」は「行政の下部組織」であるとの認識を、一部の「まちづくり協議会」（執行部）が未だに持っているように見えますが、これは誤りと思います。

その理由として「まちづくり協議会」は、地方自治→地域自治の実現に際し、「**地域住民の合意形成が出来る組織**」である事を前提とする「最小の執行組織」であり、近未来の「地域住民主導による“まちづくり”」に際し、最重要かつ不可欠な役割を担う「執行組織」にならねばならない、と考えるからです。

従って「最小の執行組織」としての「まちづくり協議会」は「地域住民の合意」を形成する事が出来ない

「単なる活動家の集合団体（組織）であってはならない」と考えます。

また「地域活動を自ら行う」事を「まちづくり協議会」の目的とせず「**地域にとって有為な活動を行う“個人～組織・団体”への支援を行う**」事を目的とすれば、従来からの地縁団体である「自治会との親和性」が無理なく生まれ、「自治会」が「まちづくり協議会」に対して積極的に協力する事が可能となり「“自治会と一体化”した“まちづくり協議会”」を形成することが出来ると考えます。この「まちづくり協議会」は「地域（小学校区）住民を代表する（自治）組織」になり得ると考えます。（支援：情報の収集・提供及び広報、人材紹介、資金助成、など。）

上記の考え方に基づいて「県民交流広場事業」の受け皿が「最小の執行組織」である「まちづくり協議会」となったことは当然と考えますが、たとえ「“まちづくり協議会”を名乗る団体」であっても「地域住民の合意」を形成する事が出来ない「名ばかりの“まちづくり協議会”」では「地域（小学校区）住民を代表する（自治）組織」にはなり得ないため、地域自治の受け皿組織としては不適切と考えます。

現時点で「地域住民の合意」が形成出来る組織は「最小の自治組織（地縁団体）」である「（単位）自治会、見做し自治会（集合住宅管理組合）」以外には存在しないため「まちづくり協議会」と「（単位）自治会」「見做し自治会」が一体となった「**当該地域をもれなく網羅する組織**」こそ、最も優れた「地域（小学校区）住民を代表する（自治）組織」＝「まちづくり協議会」と考えます。

併せて「車の両輪論・組織」は一見優れた「論・組織」のように見えますが、両輪が同期（協調）して回らない限り、車（組織）は迷走してしまう。危険性を忘れてはならない、と考えています。新組織構築の検討にあたり、勉強会講師はじめ多々ご協力ご助言を頂いた皆様に厚く御礼申し上げます。

以上

～ “まちづくり協議会” について ～

－ 1 － 住民の権利（義務）

- ① 提案権・・・何を？・何時？・どの団体/組織の？・誰に？
個人・団体の提案 → 地域としての提案
(例：行政への要望・改善提案・助成金・交付金の使途・等。)
- ② 活動権・・・個人・団体（個々の活動） → 地域の活動
(例：見守り活動、防犯活動、等、全地域が連携して行うべき活動への支援。)
- ③ 評議/議決権・・・「住民合意形成組織」の構築が必要となる。
(議決権を持つ組織は、権利と共に責任・義務を果たさねばならない。)

－ 2 － 現状唯一の“住民組織”自治会

- ④ ~~自治会（6自治会）~~ 注：平成30年3月現在⇒12自治会
ゆずりは台・逆瀬台2丁目・逆瀬台・青葉台・宝梅園団地・光ガ丘
上記6自治会は「逆瀬川小学校区自治会協議会」を発足させました。
- ⑤ ~~みなし自治会（8管理組合）~~ 注：平成30年3月現在⇒2管理組合
~~逆瀬川マンション団地 管理組合法人・阪急逆瀬台マンション 管理組合・
逆瀬台住宅 管理組合・団地管理組合法人 逆瀬川グリーンハイイツ
シャンティ逆瀬川 管理組合・逆瀬川パークマンション 管理組合
宝塚西山住宅 管理組合・阪急逆瀬台マンションアヴェルデ 管理組合~~

<みなし自治会の形態について>

- * 自治会組織の有無。（管理組合とは別）
- * オーナー方式 又は 賃貸方式。
住民 = オーナー 必ず管理組合に加入する。
住民 ≠ オーナー の割合は？ 管理組合に加入が出来ますか？

[自治会組織]：該当地域の住民は「加入する権利」を有する“任意団体”です。

[管理組合組織]：“不動産オーナー組織”であり、総ての住民が「加入する権利」を持たない（借家人・等）可能性があります。

⑥ 老人ホーム（1園）

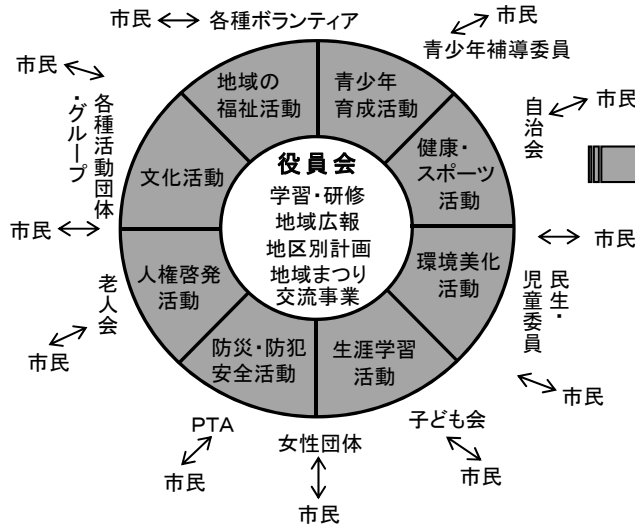
エデンの園の「住民組織」は、施設管理者 ではなく「入園者」です。

以 上

宝塚市まちづくり協議会の定義について

《宝塚市発行「コミュニティの創造と発展」より》

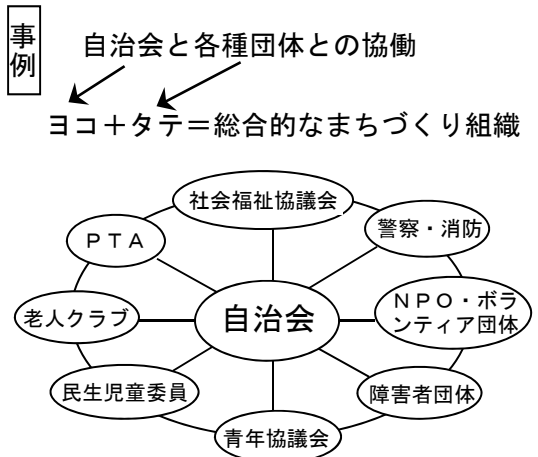
地域のまちづくり協議会のイメージ図



《宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱》

(定義) 第3条 (1) まちづくり協議会
 地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決に向けた事業を行うことを目的に、概ね小学校区を範囲に、地域の公共的団体及び地域で活動する団体の代表者並びに地域住民により主体的に組織化された団体をいう。

生駒市小学校区市民自治協議会



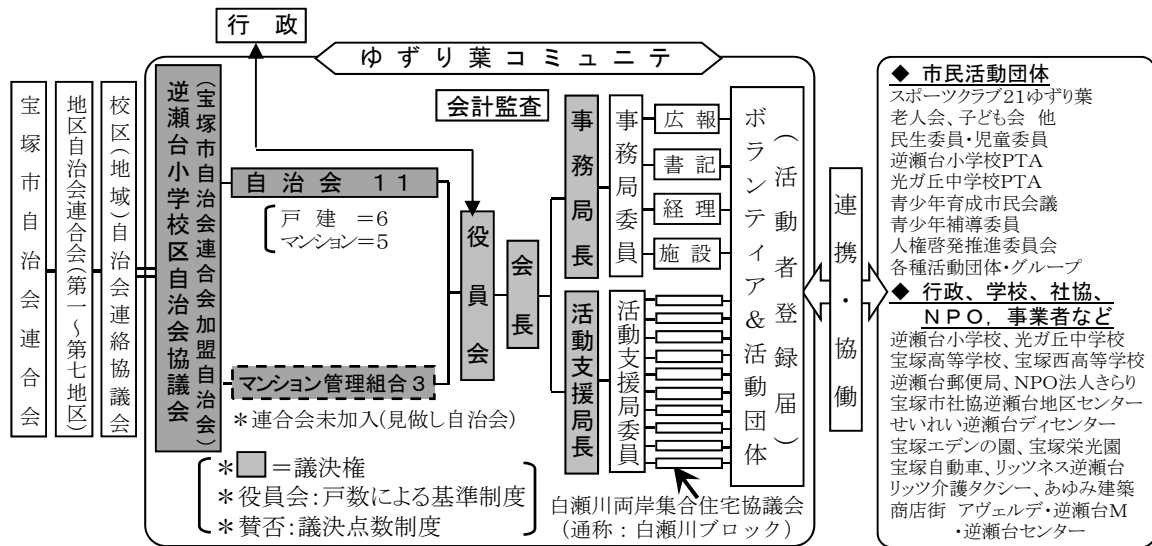
生駒市人口=120,888人、世帯数=49,117世帯

《参考：生駒市自治連合会ホームページより》

逆瀬台小学校区まちづくり協議会「ゆずり葉コミュニティ」の組織図

自治会を中核(合意形成の確立)とした組織づくり、各種団体との相互補完

◆ 連携・協働による組織の一元化と機能化を図っています。



*活動者登録届=地域の人材バンク

小学校区単位のコミュニティ

2. 「まちづくり協議会」形成と「自治会」の充実が宝塚市の基本的考え方

—宝塚市のコミュニティ行政の基本的考え方—

生き生きとした豊かで誇りある地域社会づくりをめざすものであることを基本とし、自治会が充実され、その自治会を中核とする小学校区単位のまちづくり協議会が形成されるよう、次の考え方が大切です。

①従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動が更に充実することをめざし、人口約1万人の概ね小学校区に、個人が尊重され、また個人参加が可能な、民主的で開放的な新たなコミュニティ活動ができるよう支援します。

②市民主体・自己決定による「まちづくりの住民協議体」であること。

③子どもでも高齢者でも参加できる距離を重んじ、概ね**小学校区単位**であること。

最小行政単位：連合会組織としない

④総合計画・都市計画を含む行政計画（まちづくり）への参加のしくみをめざすこと。

⑤組織づくりは**自治会を中核**とするほか、あら

自治会が
総理・統
治・統制
牽引役
…する

自治会と各種団体との協働
★ 地域自治＝合意形成の確立
★ 相互補完の原則

―理念については①②のよう
に説明されています。―

また、日常取り組まれている連帯感の醸成や人の和づくりのための活動は、めざすべき目標のひとつですが、そのために形式化した行事にふりまわされることがコミュニティ活動ではありません。住民が必要とする活動を組み立て、地域課題克服について多くの住民の主体的参加を進め、生活の場へ認識を深めていくこと。この住民の主体的形成過程が、コミュニティの成熟過程です。

ゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる**市民の横断的連帯**をめざすものであること。

まち協補助金交付要綱：地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決に向けた事業を行うことを目的

⑥行政は市設整備や活動助成金で支援します。

⑦既存の自治会活動を尊重しつつ、自治会との連携により、ともに民主的な役割分担をめざすこと。また、より大きなエリア（7つの領域）でのコミュニティ間どうしの相互連絡をめざすこと。

⑧急進的な変化ではなく、現実的に一歩ずつ進む



まちづくり協議会の3段階によるステップアップ
1 ステップ 組織構成発足、情報紙、ふれあいイベント
2 ステップ 環境・美化活動、健康スポーツ、子ども達の地域育成、地域福祉活動等
3 ステップ まちづくり計画と自治課題への日常的取り組み

日本のコミュニティ政策の理念「市民主体・市民参加によるまちづくりと人間性の回復」

①総じて、コミュニティづくりは、旧体質的な共同秩序を克服し、個人が尊重され、地域で共同関係を広げ、また共同社会の再生（市民参加によるまちづくり）の目標に向かっていくことで発展していきます。（概ね小学校区を基本領域とし、その基礎には町内会自治会活動があります）

《 地域ごとのまちづくり計画を見直しました 》

平成22年7月30日付で宝塚市へ提出

計画書の提出後に実施されたものは削除済み

No	主体	施 策 内 容
1	協働	ゆずり葉緑地からドングリふれあいの森・ヤマボウシふれあいの森、ガケ崩壊防止工事跡(緑と花づくりエリア)をネットワークする散策路を整備する。
2	行政	裏山ハイキングコースの一つである行者山の前山無名峰に住民募集によるネーミングを行い、国土地理院の地形図に記載出来るようにする。
3	行政	西宮市に抜ける県道明石神戸宝塚線に散策路としての歩道を新設し、国立公園・檜が峰、甲山森林公園、ゆずり葉散策路から行者山へのアクセスを強化し、阪急仁川駅より阪急宝塚駅に至る宝塚市西部ハイキングコースの整備を行う。
4	行政	ゆずり葉台分岐点から盤滝口交差点までのかつての歩行道路の復元を図る。
5	行政	ゆずり葉緑地の恵まれた自然の中でリレーションをもっと市民が楽しむために広域から人々の集まる場所であり、違法駐車解消のための駐車場の充実や北部地帯にトイレの新設をする。
6	協働	ゆずり葉緑地の恵まれた自然の中でリレーションをもっと市民が楽しむために広域から人々の集まる場所であり、ゴミ対策の美化看板の設置を行う。
7	行政	逆瀬川マンション北側から逆瀬台住宅に沿う白瀬川両岸に散策路と護岸のモルタルを一定の間隔で露地を穿って植樹と花木・花草を植栽してアメニティロードとしていく。
8	協働	集合住宅内の市立公園と市設緑地の花壇植栽は、園芸愛好者サークルに開放し花壇を整備して市民の憩いの場とする。
9	協働	「コミュニティの部会」「グリーン逆瀬台」「花と緑の会」「青葉会」などの活動を中心に、地域住民がお互いに声を掛け合い、助け合って地域内公園、公共用地の樹木や花の補植、清掃等の居住環境の保全・育成や山の自然や散策路の維持管理、及び健康と美化を兼ねた散策活動の活性化に努める。
10	行政	深谷貯水池を周囲に桜木を植樹して花見の名所にするるとともに、水にふれあえる公園として有効活用できるようにする。
11	行政	宝塚ゴルフ場の農薬散布に係る情報を定期的に行うよう要望する。
12	行政	小学校・中学校・高校の体育館や運動場・空教室、各集合住宅の集会所・体育施設を一定条件の下に地域住民に開放し、スポーツ活動・コミュニティ活動の活性化を図る。
13	協働	地域のコミュニティ活動の中心となる、「ゆずり葉コミュニティルーム」を更に一層有効活用するため、周辺の環境条件の充実、例えば必要最低限の駐車場新設や出入り口等の整備を行う。
14	行政	併せて、参加者おさそい相乗り運動の実施や福祉タクシー乗り合い制度、ミニバス(100円バス)の導入を検討していく。
15	協働	自治会館の管理運営権の自治会への委譲を機に自治会館を地域住民のふれあいサロンとして活用して行く。
16	市民	地域の有志に、街かどふれあいスペース(蔵書の公開、オープンガーデン、趣味の品作品展など)を提供してもらい、地域住民間のふれあい・交流を活発にする。
17	協働	独居老人の意向をふまえながら、病弱、持病がある人や障害がある人達の希望をまとめ、緊急通報システムや買い物の手伝いなどの具体的な見守り運動を民生委員と連携して構築・展開する。
18	協働	空巢、痴漢、いたずら電話が多発していることから、防犯対策として、交番と警ら箱、警察官立寄り所の設置を要望するとともに防犯パトロールを強化する。児童の防犯に対しては、アトム110番の周知に努める。
19	行政	県道明石神戸宝塚線に沿ってマンション群があり、車の騒音が大きく、速度制限や看板の設置、警察官の配置などの騒音対策を行う。
20	協働	逆瀬台の住宅地内にあるバス通りは、周辺地域からの車の通り抜けが多く危険である。警察と連携のもと、スピード制限を遵守するよう安全対策、騒音防止活動を行う。
21	協働	逆瀬台1丁目の若瀬橋付近は、3道路が交差し、住宅街で見通しが悪い上に県道明石神戸宝塚線に通り抜けする車が非常に多いため、通学時は大変危険である。保護者の立ち番の他、警察官の交通整理など児童の安全対策を推進する。
22	行政	青葉台の㊸蔵人台共同墓地及び㊹市営西山霊園に、墓参のための駐車場の新設を行う。
23	行政	逆瀬台5丁目から共同墓地横を通り南口・逆瀬川方面への道路において、道路中央の部分が高くなっており、現在の停止ラインで止まっても逆瀬台方面から来る車は見えないので大変危険につき安全対策を行う。

No	主体	施 策 内 容
24	協働	路上駐車は、車椅子の障害となり、また見通しも悪くなるので、取り締まりを強化するよう警察署へ要望すると共に、地域独自のパトロール等に取り組む。
25	行政	県道明石神戸宝塚線は、荒地西山線が開通すると交通量がますます増大する。このため、白瀬川西詰から論鶴羽橋北詰までの区間で、以下の4点について検討及び事業化を推進する。
26	行政	㊤3車線にして、右左折レーンの完全整備を行うこと。
27	行政	㊦南側沿いに幅広いグリーンカラーの歩道を設置すること。
28	行政	㊧その歩道区域は、常緑高木の緑地化とその樹間はベンチ等を置いて憩いの場とすること。
29	行政	㊨現在2カ所あるバス停に十分なポケットを設置すること。
30	協働	コミュニティ西側に広がる里山は宝塚市全体の貴重な自然であり、健康づくり活動とも連携しつつ、ボランティアな管理活動の推進を図る。
31	行政	県道明石神戸宝塚線やバス通りの沿道は、街並みの統一・街路樹の統一・潇洒なデザインの街路燈設置、歩道の美装化など安全で快適な道路空間づくりに努める。
32	行政	逆瀬台1丁目から白瀬橋を渡った4丁目公園の正面入口付近は、夜間暗く通行が危険であるし、防犯上も問題がある。まちの入口にふさわしい潇洒なデザインの街路燈を設置する。
33	協働	県道明石神戸宝塚線に沿う宝塚ゴルフ場の鉄柵フェンス・コンクリートポール・ネットはまちの景観を大きく損ねているため、ゴルフコースの設計を見直すなどしてこれらの撤去検討を要望していく。
34	市民	小学校、中学校の教育のなかで地域の魅力や問題点の発見学習を行い、まちづくりに対する意識や地域への愛着を育む。
35	市民	大人から積極的に子ども達に声をかける「あいさつ運動」を実施する。
36	市民	地域で活動している各種団体の交流会、情報交換のためのイベント等を開催する。
37	市民	地域内の様々な才能をもった住民に参加を呼びかけ、仮称「文化・技能祭」を開催し、音楽会や住民持ち寄りの作品展示・観賞等を通じ地域文化の発揚と交流を定着する。
38	市民	また、これらの方々を「人材バンク」として登録し、いざというときに活躍していただけるシステムをつくる。
39	市民	地域住民を対象としたまちづくり学習、講演会の開催、県・市などが主催するまちづくり研修会への派遣・参加を積極的に行う。また、他コミュニティや他自治体のまちづくり協議会と交流を行い、学習する。
40	市民	ミミズクポスト、ゆずり葉だより、ホームページの充実を努め、双方向の意見交換ができるシステムを検討する。
41	協働	「白瀬川の自然を育てる会」を発足させて、白瀬川の自然豊かでホテル鑑賞、自然観察などの住民が楽しめる環境に変貌させ、住民の交流の場づくりを目指す。

備考：施策番号の40番は、内容を要約しています。

市民と市長のテーブルトーク (平成30年2月10日開催) ご意見・ご提案への対応

テーマ: ~エイジフレンドリーシティ~ 「お互いさまがあふれるまち宝塚」

対象: コミュニティ西山及びびゅずり葉コミュニティのエリア

No.	出席者のご意見・ご提案	会場での市長答弁等	関係課としての考え方・今後の対応予定等
(1) 地域福祉・地域自治			
1	【青葉台在住(女性)】 多世代が交流する場が必要と考えており、きずなの家を開設したいが、空き家の持ち主への連絡など課題が多い。市が空き家バンクを持っていれば、持ち主とつながることができるのではないかと。	空き家バンクの仕組みはありますが、活用できていないのが実情です。空き家バンクの登録がないということは、家がどうなるかわからないので貸したくないという思いがあるのではないのでしょうか。持ち帰って、住まい政策課と協議します。	【都市整備部 住まい政策課、市民交流部 市民協働推進課】 現在本市では、地域コミュニティの活性化を目的として「空き家情報バンク(借りたいシステム)」の制度を運用しています。この制度は、空き家を借りたい公共的団体を掲載し、空き家を募集するものであり、住まい政策課において地域の活動団体として登録をしていただくことができます。 しかし、本制度の現状は、空き家所有者からの物件登録がなく十分に活用されていない状況となっていることから、今後は、全国版空き家・空き地バンクの構築に向けた取り組みを注視しつつ、本市の空き家バンク制度の周知に努めていきます。 なお、きずなの家事業につきましては、継続性、自立性のある事業とするため、平成30年度以降から家賃補助を廃止するなど制度の見直しを行います。詳しくは、市民協働推進課へお問い合わせください。
2	【宝梅自治会(男性)】 きずなの家などを開設するにあたり、空き家がないとのことであるが、野上にある市営住宅に空きがある。うまく活用できないか。	老朽化している市営住宅は、政策空き家として、居住者の募集を停止しています。そのほかの市営住宅は、入居申し込みが多く、空き家はほぼない状況です。	【都市整備部 住まい政策課】 野上4丁目の市営中ヶ谷住宅及び市営野上住宅は昭和28年から昭和29年に建設され老朽化が進んでおり、政策空き家と位置付けて入居者の募集を停止しています。そのほかの市営住宅は、春と秋に空き室の入居者募集を行っていますが、多数の応募をいただいております。空き室はない状況です。 なお、市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されたものであるため、きずなの家として活用することは困難です。
3	【逆瀬台在住(女性)】 逆瀬台小学校は、坂の上にあるため、コミュニティの会議のために坂を登っていくのが大変で、気軽に集まることできない。道路の側溝に蓋をするなどして、車を止めることができれば集まりやすくなり、多世代交流につながるのではないかと。		【教育委員会 施設課、都市安全部 道路管理課、市民交流部 市民協働推進課】 逆瀬台小学校については、学校施設の配置上、学校敷地内にこれ以上駐車スペースを確保することは難しいと考えています。 また、市道は一般通行の用に供される公共施設であり、道路側溝は道路上の雨水を排水するための施設ですので、隣接敷地への進入路もしくは通行帯以外の用途での蓋掛けはできません。 コミュニティの会議をはじめ、多くの方に地域活動に関わっていただくための取組については、引き続き地域の皆さんと検討していきます。
4	【野上在住(男性)】 花火大会に何千万円もかけるのであれば、少子化対策や地域活動に対し補助していただけないか。今後、自治会で出た意見をもとに、地域の誰もが集える居場所「ぶらっと野上」を開設し、高齢者の引きこもりなどを支援していこうと考えている。	きずなづくり推進事業補助金の活用を検討されてはいかがでしょうか。	【市民交流部 市民協働推進課】 きずなづくり推進事業補助金は、地域の実情に即して自主的、自発的に行う公益的活動に対し、市が事業費の一部を補助するもので、毎年5月ごろに募集を行っています。平成30年度は補助上限額の見直しを行い、地域密着型事業は10万円(補助率1/2)、自由提案型事業は20万円(補助率1/2)、行政提案型事業は30万円(補助率1/1)となります。ぜひご活用ください。
(2) 防災			
5	【宝南自治会(男性)】 身近なところで仮設住宅を建てる用地が少なくなっている。今後、大きな地震が起こった際に、どう対応するのか。	大きな地震が発生した際には、仮設住宅ではなく、マンション等を借り上げるような対応も必要ではないかと考えます。支援策を国で作ることも大切です。	【都市整備部 住まい政策課】 地域防災計画に記載のとおり、都市公園敷地で約1200戸の仮設住宅用地が確保できると考えています。それ以上に必要な場合は民有地の借り上げなどを検討します。
6	【逆瀬台在住(女性)】 持ち家の耐震への補助を考えていただけないか。	持ち帰って担当課と協議します。	【都市整備部 建築指導課】 市では、昭和56年以前に建てられた住宅を対象に、耐震改修等にかかる補助を行っています。補助の内容や条件、受付時期などについては建築指導課にお問い合わせください。市ホームページにも記載しています。
7	【宝梅自治会(男性)】 災害に備え、互助や近助(ご近所同士の助け合い)の考えのもと、小さなユニットをつくることで、お互いに見守ることができるのではないかと。自治会としても、小さなユニットづくりを進めていこうと考えている。自治会のこのような活動に対し、補助等はないのか。		【市民交流部 市民協働推進課】 市内の自治会には、毎年、自治会補助金を交付し活動の促進を図っています。また、自治会などの団体が、地域の実情に即して自主的、自発的に行う公益的活動に対し、市が事業費の一部を補助するきずなづくり推進事業補助金があります(上記No.4参照)。他に社会福祉協議会による赤い羽根共同募金からの助成などもありますのでご活用ください。
8	【逆瀬台在住(男性)】 逆瀬台地域には、がけ崩れ危険個所が12か所ある。がけ崩れ危険個所を見て回りませんかとの案内を小学校等に出したところ、子どもや先生に来ていただけることになったが、地元の人にはあまり危機感を持っていないのではないかと感じる。		【都市安全部 総合防災課】 阪神・淡路大震災の経験から、防災においては自助7割、共助2割、公助1割と言われ、自分の命は自分で守ることが基本であると考えられています。浸水害、土砂災害、地震災害などの自然災害から身を守るため、全戸配布した生活ガイドブックや、防災マップにより市民に啓発しています。このほか安心メールや、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターにより防災情報の発信にも努めているところです。 さらに防災出前講座の開催や、きずなづくり推進事業補助金を活用した市民ボランティア団体による啓発支援、防災ラジオウォークイベントなども実施し、防災意識の向上に努めています。それぞれの地域においても引き続き防災啓発に努めていただきますようお願いいたします。

(3) 道路・交通			
9	<p>【宝梅自治会（男性）】 阪神・淡路大震災以降、波打っている道路があちこちに見受けられる。市が管理している小さな橋が約470か所あるが、今後劣化に伴い通行止めをしなければならなくなるのではないかと。市はどう対処していくつもりなのか。まず、インフラ基盤を整えていくべきである。</p>	<p>施設の老朽化は、どこの自治体でも問題となっています。特に、宝塚市は阪神・淡路大震災の影響で施設が傷んでおり、計画的に整備を行っています。</p>	<p>【都市安全部 道路管理課】 市が管理している道路橋は424か所あり、「道路橋の長寿命化修繕計画」を策定し、効率的・効果的な道路橋の管理を行っています。具体的には橋梁の安全性と信頼性を確保するため、5年に一度の定期点検を全ての橋梁に対して着実に実施し、このうち、補修が必要なものについて更に詳細な調査を行い、様々な視点で損傷状態を把握し、適切な補修対策につなげています。また、予防的な補修対策を計画的に実施することで、橋梁の健全性を回復して安全性を確保するとともに、長寿命化によりライフサイクルコストの削減を図っています。</p>
10	<p>【宝南自治会（男性）】 野上6丁目にカーブミラーの新設をお願いしたところ、T字路の片一方の道が、私道になっており、新設することはできないということであった。危険を回避するために、特例としてカーブミラーを設置していただけないか。</p>	<p>持ち帰って担当課と協議します。</p>	<p>【都市安全部 道路管理課】 カーブミラーの設置については市ホームページで公開している設置基準に該当した場合にのみ設置させていただいており、私道と市道の交差点には設置できません。</p>
(4) 環境			
11	<p>【逆瀬台在住（男性）】 ごみ拾いをしながら、散歩する人が多い。また、ゆずり葉緑地付近のバス停にあるごみ箱がなくなるが、ゆずり葉緑地でのバーベキューのごみを捨てていく人がおり、週明けにはごみ箱が一杯になることがある。ごみ箱がなくなることにより、収集の日までごみを自宅に置いておくのはしんどい。</p>	<p>ボランティアの方が拾ってくださったごみを、どこかにおいていただければ回収できないか、担当課と協議します。</p>	<p>【環境部 生活環境課 クリーンセンター業務課】 市では自分で出したごみは自分が責任をもって持ち帰るように推進しており、市内全域に設置していたごみ箱は撤去しています。バス停に設置していましたがごみ箱についても検討の結果、撤去することにしました。ごみ箱の撤去後に新たなごみの回収場所をつくったり定期的に回収を行う予定はありませんが、自治会等で地域内の清掃をいただいた後のごみについては、恐れ入りますが生活環境課に回収場所のご連絡をいただきますようお願いいたします。</p>
12	<p>【逆瀬台在住（女性）】 ゆずり葉緑地は、バーベキューも歩きたばこも禁止になっているが、毎日ごみが出ています。燃えるごみであれば、週2回収集があるが、びんや缶、バーベキューの器具やタイヤが捨てられていることがあり、自宅に置いておくことが難しい。ごみ箱撤収後は、どれくらいの頻度で収集に来ていただけるのか。</p>	<p>出したごみは自分で持って帰るのがマナーです。悲しいことですね。</p>	<p>【都市安全部 公園河川課】 ゆずり葉緑地は月2回の定期清掃を行っています。不法投棄やマナーを守らない方がバーベキュー等を行うなどの実態があるため、一層のマナー啓発、注意喚起を行っていきます。</p>
13	<p>【逆瀬台在住（女性）】 阪急バスに乗ると、「宝塚はごみ一つない街」と車内アナウンスが流れるが、これはいつまで続くのか。</p>		<p>【環境部 生活環境課】 このアナウンスは、市が阪急バスに委託して行っているものです。現在の表現については、本年9月末日までを予定していますので、更新時に再考します。</p>
(5) その他			
14	<p>【青葉台在住（女性）】 きずなの家など補助金が出る事業を、市は施策として打ち出しているが、手続きや条件等が厳しい。もっと簡素化できないか。</p>		<p>【市民交流部 市民協働推進課】 補助金について一定のチェックを行う仕組みは必要ですが、手続きや条件等が厳しすぎると制度が活用されません。誰もが活用しやすい制度とするための見直しについて、引き続き検討を行っていきます。</p>
15	<p>【光ガ丘在住（男性）】 宝塚駅前には広いスペースがあるので、立体駐車場などをつくり、清荒神等への送迎をするような仕組みができないか。</p>		<p>【都市安全部 道路政策課】 日曜日には宝塚駅前から清荒神清澄寺に向け路線バスが運行されています。駅前の既存の立体駐車場を利用して、バスをご利用いただくことも可能です。また、清荒神清澄寺には駐車場があり、自家用車で参拝も可能です。</p>
16	<p>【光ガ丘在住（男性）】 宝塚歌劇を観て花のみちへ出た後も、華やかさを感じることができるまちにできないか。そして、市外からお金を落としてもらえようなまちにするべきではないか。</p>		<p>【産業文化部 観光企画課・商工勤労課】 花のみちにおいては、季節にあわせた植栽や宝塚歌劇をモチーフとした像を設置するなど、宝塚大劇場へ続く花道を思わせる雰囲気を出しています。今後、宝塚ホテルが移転することで周囲はさらに華やいだイメージが醸成されるものと考えます。 また、宝塚大劇場や花のみち周辺の商業施設を中心に、空き店舗への出店の促進や商業振興に資するイベントに対する補助などを行い、まちの賑い創出に取り組んでいます。魅力ある店舗が立ち並び、来街者が店舗や周辺施設を回遊できるようなエリアとなるよう、今後も取り組んでいきます。</p>